

環境基本計画 総理府告示(平成12年12月17日): 抜粋

第一部 環境の現状と環境政策の課題

第二節 環境基本計画策定後における環境政策の進展

一 四つの長期的目標に係る取組の進展

(一) 循環及び共生に関する取組

ウ 水環境、土壌環境、地盤環境

平成五年一月の中央環境審議会答申を受け平成六年度以降要監視項目とされた化学物質についてモニタリングを実施してきましたが、これら化学物質が水環境中に存在している状況を踏まえ、今後さらなる知見の集積を図り、必要に応じ対策を検討することが重要です。また、水生生物への影響にも留意した環境基準などの目標について調査検討を推進する必要があります。

さらに、水環境の保全については、水質に加え、水量、水生生物、水辺地も視野に入れた「水循環」の視点が重要であり、「環境保全上健全な水循環の確保」に向けた施策の展開が求められています。このような施策の展開は、地盤環境の保全の観点からも重要です。

第三部 各種環境保全施策の具体的な展開

第二章 環境保全施策の体系

第一節 環境問題の各分野に係る施策

三 水環境、土壌環境、地盤環境の保全

(一) 流域の視点から見た水環境の保全

ア 環境基準等の目標の達成、維持等

水利用の各段階において水環境への負荷を低減させるため、水の循環利用を念頭に置きながら科学的知見を充実させ、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準等の目標を設定し、これらの達成、維持に向け適切な施策を進めます。生活環境の保全に関する環境基準等については、その早期達成に努めるとともに、水域類型の指定後に利用目的の変化などの状況の変化が認められる場合があることから、定期的に、その達成状況や水域の利用の状況などを踏まえ必要な見直しを行います。また、水生生物への影響にも留意した環境基準等の目標について調査検討を推進します。